

## 【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年2月1日
【会社名】	株式会社 北國銀行
【英訳名】	The Hokkoku Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 杖村 修司
【本店の所在の場所】	石川県金沢市広岡二丁目12番6号
【電話番号】	(076)263局1111番
【事務連絡者氏名】	常務取締役総合企画部長 鳥越 伸博
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区京橋一丁目3番1号 株式会社 北國銀行 総合企画部東京事務所
【電話番号】	(03)3271局3177番
【事務連絡者氏名】	総合企画部東京事務所長 中田 竜仁
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	2019年12月10日
【発行登録書の効力発生日】	2019年12月18日
【発行登録書の有効期限】	2021年12月17日
【発行登録番号】	1 - 関東1
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 50,000百万円
【発行可能額】	40,000百万円 (40,000百万円)

(注)発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、2021年2月1日（提出日）であります。
【提出理由】	2019年12月10日付で提出した発行登録書の記載事項中、「第一部 証券情報」「第1 募集要項」の記載について訂正を必要とするため、また、「第一部 証券情報」「募集又は売出しに関する特別記載事項」の記載の追加を必要とするため、本訂正発行登録書を提出するものであります。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社 北國銀行 富山支店 （富山市本町5番21号）

【訂正内容】

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債】

(訂正前)

未定

(訂正後)

<株式会社北國銀行第2回期限前償還条項付無担保社債(実質破綻時免除特約及び劣後特約付)に関する情報>

銘柄	株式会社北國銀行第2回期限前償還条項付無担保社債(実質破綻時免除特約及び劣後特約付)
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額(円)	金10,000百万円
各社債の金額(円)	金1億円
発行価額の総額(円)	金10,000百万円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	1. 2021年(未定)月(未定)日の翌日から2026年(未定)月(未定)日まで(注)13. 年(未定)%(注)13. 2. 2026年(未定)月(未定)日の翌日以降(注)13. 別記「利息支払の方法」欄第2項の規定に基づき定められる6ヶ月ユーロ円ライボーに(未定)%を加算したものとする。(注)13.
利払日	毎年(未定)月(未定)日及び(未定)月(未定)日(注)13.
利息支払の方法	1. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から本社債を償還すべき日(期限前償還の場合を含み、以下「償還期日」という。)までこれをつけ、毎年(未定)月(未定)日及び(未定)月(未定)日(以下「支払期日」という。)に、本項第(2)号及び第(3)号に定める方法によりこれを支払う。(注)13. (2) 2021年(未定)月(未定)日の翌日から2026年(未定)月(未定)日までの本社債の利息については、以下により計算される金額を、2021年(未定)月(未定)日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後の支払期日に各々その日までの前半か年分を支払う。支払期日が東京における銀行休業日にあたる場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。 各本社債の社債権者(以下「本社債権者」という。)が当該支払期日において各口座管理機関(別記「振替機関」欄に定める振替機関が規定する業務規程に定める口座管理機関をいう。以下同じ。)の各口座に保有する各本社債の金額の総額に通貨あたりの利子額を乗じて得られる金額。ただし、円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。本号において「通貨あたりの利子額」とは、別記「振替機関」欄に定める振替機関が規定する業務規程施行規則に従い、1円に別記「利率」欄第1項に定める利率を乗じ、それを2で除して得られる金額(ただし、半か年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半か年の日割でこれを計算し、小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。)をいう。(注)13.

(3) 2026年(未定)月(未定)日の翌日以降の本社債の利息については、支払期日に、以下により計算される金額を支払う。支払期日が東京における銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

各本社債権者が当該支払期日において各口座管理機関の各口座に保有する各社債の金額の総額に通貨あたりの利子額を乗じて得られる金額。ただし、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。本号において「通貨あたりの利子額」とは、別記「振替機関」欄に定める振替機関が規定する業務規程施行規則に従い、1円に別記「利率」欄第2項の規定に基づき決定される利率及び当該利息計算期間(下記に定義する。)の実日数を分子とし360を分母とする分数を乗じて得られる金額(ただし、小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。)をいう。

「利息計算期間」とは、2026年(未定)月(未定)日の翌日に開始し、その直後に到来する支払期日(支払期日を繰り上げた場合は修正後の支払期日。以下本号において同じ。)に終了する期間及び以降のいずれかの支払期日の翌日に開始しその次の支払期日又は償還期日(ただし、期限前償還される場合には期限前償還しようとする日(以下「期限前償還期日」という。))に終了する連続する各期間をいう。(注)13。

(4) 償還期日後は本社債には利息をつけない。

(5) 本社債の利息の支払については、本項のほか、別記「(注)6. 実質破綻時免除特約」に定める実質破綻時免除特約及び別記「(注)7. 劣後特約」に定める劣後特約に従う。

## 2. 各利息計算期間の適用利率の決定

(1) 別記「利率」欄第2項に基づき決定される本社債の各利息計算期間に適用される利率は、各利息計算期間の開始直前の支払期日のロンドンにおける2銀行営業日前(以下「利率基準日」という。)のロンドン時間午前11時現在のロイター3750頁(ICE Benchmark Administration Limited(又は下記レートの管理を承継するその他の者。以下総称して「ライボ-運営機関」という。))が管理する円預金のロンドン銀行間オファード・レートを表示するロイター3750頁又はその承継頁をいい、以下「ロイター3750頁」という。)に表示されるロンドン銀行間市場における円の6ヶ月預金のオファード・レート(以下「6ヶ月ユーロ円ライボ-」という。)に(未定)%を加算したものとし、各利率基準日の翌日(東京における銀行休業日にあたる場合は、その翌銀行営業日。以下「利率決定日」という。)にこれを決定する。(注)13。

(2) 利率基準日に、6ヶ月ユーロ円ライボ-がロイター3750頁に表示されない場合又はロイター3750頁が利用不能となった場合(本項第(3)号の場合を除く。)には、当行は利率決定日に利率照会銀行(ロンドン銀行間市場における主要銀行であって当行が指定する銀行4行をいい、以下「利率照会銀行」という。)の東京の主たる店舗に対し、利率基準日のロンドン時間午前11時現在にロンドン銀行間市場においてそれらの利率照会銀行が提示していたロンドンの主要銀行に対する円の6ヶ月預金のオファード・レート(以下「提示レート」という。)の提示を求め、その平均値(算術平均値を算出したうえ、小数点以下第5位を四捨五入する。)を当該利息計算期間に適用される6ヶ月ユーロ円ライボ-とする。

本号の場合で、当行に提示レートを提示した利率照会銀行が2行以上ではあるがすべてではない場合、当該利息計算期間に適用される6ヶ月ユーロ円ライボ-は、当該利率照会銀行の提示レートの平均値(算術平均値を算出したうえ、小数点以下第5位を四捨五入する。)とする。

本号 の場合で、当行に提示レートを提示した利率照会銀行が2行に満たない場合、当行は当行が指定する東京における主要銀行4行に対し、利率決定日の日本時間午前11時現在の期間6ヶ月の対銀行円建貸出金利の提示を求め、その平均値（算術平均値を算出したうえ、小数点以下第5位を四捨五入する。）を当該利息計算期間に適用される6ヶ月ユーロ円ライボースとする。ただし、当該銀行のいずれかがかかる貸出金利を提示しなかった場合には、当該利息計算期間に適用される6ヶ月ユーロ円ライボースは、当該利率基準日が属する利息計算期間に使用された6ヶ月ユーロ円ライボースと同率とする。

- (3) 当行が、利率基準日のロンドン時間午前11時より前まで（当該利率基準日に限られない。）に参照レート移行事由（下記に定義する。）が発生したと決定した場合、本項第(2)号の規定を適用せず、本号の規定を適用する。ただし、当行は、参照レート移行事由のうち(C)の事由のみが発生したと判断した場合であっても、その時点における市場慣行（デリバティブ市場における市場慣行を含むがこれに限られない。）を考慮のうえ、参照レート移行事由が発生したと決定しないことができる。

(ア) (A) 当行は、本号 に従い参照レート移行事由が発生したと決定した（当該決定をした日を、以下「参照レート移行決定日」という。）場合、参照レート移行決定日の直後に到来する利率基準日の直後の支払期日（2026年（未定）月（未定）日以降に到来するものに限る。本 において同じ。）の60日前の日から当該利率基準日のロンドン時間午前11時より前までの期間（以下「代替参照レート決定期間」という。）内に、フォールバック・レート（下記に定義する。）に含まれるもので利用可能なもののうち、当行があらかじめ定める優先順位の最も高いものを、6ヶ月ユーロ円ライボースを代替する参照レート（以下「代替参照レート」という。）として決定する（代替参照レートを決定した日を、以下「参照レート決定日」という。）。ただし、当行は、フォールバック・レートのうち、当行があらかじめ定めた優先順位に従って代替参照レートを決定することが代替参照レートの決定時点における市場慣行に反すると当行が決定した場合は、当該時点における市場慣行を考慮のうえ、あらかじめ定めた優先順位を変更し、変更後の優先順位の最も高いものを、又はフォールバック・レートに含まれないもので利用可能なものを、代替参照レートとして決定することができる。（注）13.

(B) 本号 (ア)(A)の規定に従い、代替参照レートとしてのレートを決定した場合において、当該代替参照レートとして決定したレートにスプレッド調整（下記に定義する。）を適用する必要があると当行が判断したときは、スプレッド調整に含まれるもので利用可能なもののうち、当行があらかじめ定める優先順位の最も高いものをスプレッド調整として決定することができる。この場合、当該代替参照レートとして決定したレートと当該スプレッド調整の合計を代替参照レートとする。本号 (ア)(A)ただし書の規定は本(B)に準用することとし、この場合において、本号 (ア)(A)ただし書の規定中、「フォールバック・レート」及び「代替参照レート」とあるのは「スプレッド調整」と読み替えるものとする。

- (イ) (A) 本号 (ア)の規定にかかわらず、当該規定に従い代替参照レート決定期間内に代替参照レートを決定することができないと当行が判断する場合、当行は、代替参照レート決定期間経過後、代替参照レートを決定することができる」と判断したときには、本号 (ア)の規定を準用して代替参照レートを決定する。この場合において、本号 (ア)(A)の規定中「本号 」とあるのは「本号 (イ)(A)」と、「参照レート移行事由が発生したと決定した」とあるのは「代替参照レートを決定することができる」と判断した」と、「当該決定をした日」とあるのは「当該判断をした日」と、「参照レート移行決定日」とあるのは「参照レート決定可能判断日」と、「ロンドン時間午前11時より前までの期間(以下「代替参照レート決定期間」という。 ) 」とあるのは「ロンドン時間午前11時より前までの期間」と、本号 (ア)(B)の規定中「本号 (ア)(A)の規定」とあるのは「本号 (イ)(A)の規定」と読み替えるものとする。
- (B) 本号 (イ)(A)の場合、代替参照レート決定期間の直後に開始する利息計算期間から参照レート決定日を含む利息計算期間までのすべての各利息計算期間について、代替参照レートによる6ヶ月ユーロ円ライボアの代替は行われず、代替参照レート決定期間を含む利息計算期間に係る6ヶ月ユーロ円ライボア(ただし、代替参照レート決定期間の直後に開始する利息計算期間が2026年(未定)月(未定)日の翌日を初日とする利息計算期間である場合、当行が、本項第(1)号の規定に従い6ヶ月ユーロ円ライボアを決定することができる」と判断する参照レート移行決定日以前の日(ただし、参照レート移行決定日において、当行が参照レート移行事由のうち(C)の事由のみが発生したと判断した場合においては、当行が6ヶ月ユーロ円ライボアが金利指標性を有していたと判断する参照レート移行決定日以前の日)のうち、2026年(未定)月(未定)日の直前の利率基準日に最も近接するロンドンにおける銀行営業日のロンドン時間午前11時にロイター3750頁に表示されていた6ヶ月ユーロ円ライボア)を当該各利息計算期間に適用される6ヶ月ユーロ円ライボアとする。(注)13.

(ウ) 本号 (ア) (本号 (イ)(A)において準用する場合を含む。)の規定に従い代替参照レートを決定した場合(本号 (ウ)の規定に従い新たな代替参照レートを決定した場合を含む。)であっても、その後の市場慣行の変更等により、本号 の規定により当該時点において適用される代替参照レートを使用することが、当該時点における市場慣行に反すると当行が決定した(当該決定をした日を以下「代替参照レート変更決定日」という。)場合、当行は、本号 (ア)を準用して新たな代替参照レートを決定する。この場合において、本号 (ア)(A)の規定中「本号 」とあるのは「本号 (ウ)」と、「参照レート移行事由が発生したと決定した」とあるのは「市場慣行の変更等により、本号 の規定により当該時点において適用される代替参照レートを使用することが市場慣行に反すると当行が決定した」と、「参照レート移行決定日」とあるのは「代替参照レート変更決定日」と、「ロンドン時間午前11時より前までの期間(以下「代替参照レート決定期間」という。)」とあるのは「ロンドン時間午前11時より前までの期間」と、本号 (ア)(B)の規定中「本号 (ア)(A)の規定」とあるのは「本号 (ウ)の規定」と読み替えるものとする。

(エ) 本号 (ア) (本号 (イ)(A)又は本号 (ウ)において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当行が、別記「償還の方法」欄第2項の規定に従い、期限前償還期日において本社債を償還する旨を社債権者に通知した場合、当行は期限前償還期日の翌日以降の日を初日とする利息計算期間に適用する代替参照レートを決定しないものとする。

本号 (ア) (本号 (イ)(A)において準用する場合を含む。)の規定に従い代替参照レートを決定した場合、その決定直後に到来する利率決定日に係る利息計算期間を含むすべての将来の各利息計算期間について、代替参照レートは6ヶ月ユーロ円ライボートを代替する。ただし、本号 (ウ)の規定により新たな代替参照レートを決定した場合は、当該決定直後に到来する利率決定日に係る利息計算期間を含むすべての将来の各利息計算期間について、本号 (ウ)の規定に従い新たに決定された代替参照レートが6ヶ月ユーロ円ライボートを代替するものとする。

本号の規定に従い代替参照レートを決定する場合、当行は、その時点における市場慣行を考慮のうえ、本社債の社債要項に定める規定(利息の日割計算若しくは営業日調整に関する規定、又は営業日、利率決定日、利率基準日、スクリーンページ若しくは6ヶ月ユーロ円ライボートの定義を含むが、これらに限られない。)について、代替参照レートによる6ヶ月ユーロ円ライボートの代替を反映するために合理的に必要かつ適切と判断する変更を行うこと、及びこれに関連する一切の行為ができるものとし、社債権者はこれらにあらかじめ同意する。

本号の規定に従い代替参照レートを決定した場合(本号 (ウ)の規定に従い新たな代替参照レートを決定した場合を含む。)、代替参照レート決定日の直後に到来する利率基準日の直後の支払期日(2026年(未定)月(未定)日以降に到来するものに限る。)の60日前の日から当該利率基準日(同日を含む。)までの期間内にその旨、代替参照レートの適用開始日及び本社債の社債要項に定める規定の変更内容を別記「(注)8. 公告の方法」に定める公告又はその他の方法により社債権者に通知する。ただし、当該利率基準日(同日を含む。)までに当該通知を行うことができないときは、当該利率基準日の翌日以降速やかにこれを行う。(注)13.

本号の規定に基づき当行が行う決定又は判断に関して、当行は独立アドバイザー（下記に定義する。）を選任し、意見を聴くこと、又は、当行が行う決定若しくは判断を当行に代わって行うことを委託することができる。当行が行う決定又は判断を当行に代わって行うことを独立アドバイザーに委託する場合、独立アドバイザーが行う決定又は判断は、本号の適用については、当行が行う決定又は判断とみなすものとする。

本社債の社債要項における用語の定義は、以下のとおりとする。

- (ア) 「オーバーナイトRFR複利（後決め）」とは、利息計算期間の開始日から終了日までの実際の無担保コールオーバーナイト物レートを日次複利で積み上げる方法（ただし、利息を支払うべき日に利息を支払うための実務上の調整を含み、当該方法及び調整は、当行がその時点における市場慣行を考慮のうえ決定する。）により計算されるレートをいう。
- (イ) 「関連監督当局等」とは、ライボ－運営機関の監督当局、又はライボ－運営機関の監督当局が主催し、若しくはその要請により設立される作業部会若しくは委員会をいう。
- (ウ) 「参照レート移行事由」とは、以下の(A)乃至(C)のいずれか又は複数の事由をいう。
- (A) ライボ－運営機関が、(i) 6ヶ月ユーロ円ライボ－の提供を他者に承継することなく恒久的に中止した旨を公表した場合、又は( ) 6ヶ月ユーロ円ライボ－の提供を他者に承継することなく恒久的に中止する予定である旨を公表し、かつその後中止した場合
- (B) ライボ－運営機関の監督当局、ライボ－運営機関の破綻処理当局又はライボ－運営機関に対する破綻処理権限を有する管轄裁判所により、(i) ライボ－運営機関が6ヶ月ユーロ円ライボ－の提供を他者に承継することなく恒久的に中止した旨が公表された場合、又は( ) ライボ－運営機関が6ヶ月ユーロ円ライボ－の提供を他者に承継することなく恒久的に中止する予定である旨が公表され、かつその後ライボ－運営機関が6ヶ月ユーロ円ライボ－の提供を他者に承継することなく恒久的に中止した場合
- (C) ライボ－運営機関の監督当局が、6ヶ月ユーロ円ライボ－が金利指標性を失った旨を公表した場合
- (エ) 「スプレッド調整」とは、以下のスプレッド（正、負又は零のいずれもあり得る。以下同じ。）又はスプレッドを計算する計算式若しくは計算方法をいい、当行が定める優先順位は、以下に掲げる順とする。
- (A) 6ヶ月ユーロ円ライボ－の代替参照レートへの代替に関連して、関連監督当局等により正式に推奨されるスプレッド又はスプレッドを計算する計算式若しくは計算方法。
- (B) 本(エ)(A)に規定する推奨がなされない場合（かかる推奨に従ってスプレッドを算出することが実務上困難である場合を含む。）、当行が、6ヶ月ユーロ円ライボ－を参照する国際的な債券資本市場取引において、6ヶ月ユーロ円ライボ－が代替参照レートに代替された場合の市場慣行として使用されていると認識又は確認されていると判断するスプレッド又はスプレッドを計算する計算式若しくは計算方法。

	<p>(C) 本(エ)(B)に規定する市場慣行として使用されているものが認識又は確認されない場合、当行が、その時点における市場慣行を考慮のうえ、その裁量により、合理的かつ適切であると判断するスプレッド又はスプレッドを計算する計算式若しくは計算方法（実務上取得可能な一定期間における過去の6ヶ月ユーロ円ライボーと代替参照レートとの差の平均値又は中央値を算出する方法を含むがこれに限られない。）。</p> <p>(オ) 「全銀協6ヶ月日本円タイボー」とは、一般社団法人全銀協TIBOR運営機関（又は日本の無担保コール市場における銀行間取引金利指標の運営を承継するその他の者）が公表する日本の無担保コール市場における銀行間取引金利指標（ロイターの17097頁又はその承継頁に表示される。）のうち、6ヶ月の金利（又はその後継指標）をいう。</p> <p>(カ) 「6ヶ月物のターム物RFR金利（先物）」とは、無担保コールオーバーナイト金利先物の価格に基づいて構築される指標のうち、6ヶ月物の指標（又はその後継指標）をいう。</p> <p>(キ) 「6ヶ月物のターム物RFR金利（スワップ）」とは、日本円オーバーナイト・インデックス・スワップに関する市場データに基づいて構築される指標のうち、6ヶ月物の指標（又はその後継指標）をいう。</p> <p>(ク) 「独立アドバイザー」とは、当行が自らの費用負担により選任する国際的に定評のある独立した金融機関又は国際的な債券資本市場における経験を有するその他の独立した金融アドバイザーをいう。</p> <p>(ケ) 「フォールバック・レート」とは以下のものをいい、当行が定める優先順位は、以下に掲げる順とする。  (A) 6ヶ月物のターム物RFR金利（スワップ）  (B) 6ヶ月物のターム物RFR金利（先物）  (C) オーバーナイトRFR複利（後決め）  (D) 全銀協6ヶ月日本円タイボー</p> <p>(4) 当行は、別記「（注）4．財務代理人、発行代理人及び支払代理人」に定める財務代理人に本項第(1)号乃至第(3)号に定める利率確認事務（本項第(1)号乃至第(3)号に従って定められた利率の具体的な数値及び利率の算出方法を確認する事務をいう。）を委託し、財務代理人は利率決定日に当該利率確認事務を行う。</p> <p>(5) 当行及び別記「（注）4．財務代理人、発行代理人及び支払代理人」に定める財務代理人はそれぞれの本店において、各利息計算期間の開始日から5日以内（利息計算期間の開始日を含み、東京における銀行休業日はこれに算入しない。）に、上記により決定された本社債の利率（利率の算出方法を含む。）を、その営業時間中、一般の閲覧に供する。ただし、当行については、当該利率を自らのホームページ上に掲載することをもって、これに代えることができるものとする。</p> <p>3．利息の支払場所 別記「（注）12．元利金の支払」記載のとおり。</p>
償還期限	2031年（未定）月（未定）日（注）13．

償還の方法	<p>1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、本項第(2)号又は第(4)号に基づき期限前償還される場合を除き、2031年(未定)月(未定)日にその総額を償還する。(注)13.</p> <p>(2) 当行は、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、2026年(未定)月(未定)日以降に到来するいずれかの支払期日(別記「利息支払の方法」欄第1項第(1)号に定義する支払期日をいう。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を各社債の金額100円につき金100円の割合で期限前償還することができる。(注)13.</p> <p>(3) 当行は、本項第(2)号に基づき本社債を期限前償還しようとする場合、その旨及び期限前償還期日その他必要事項を、当該期限前償還に先立つ25日以上60日以下の期間内に別記「(注)4. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人」に定める財務代理人に通知し、また、当該期限前償還期日に先立つ21日以上60日以下の期間内に別記「(注)8. 公告の方法」に定める公告又はその他の方法により本社債権者に通知する。</p> <p>(4) 当行は、払込期日以降、税務事由(下記に定義する。)又は資本事由(下記に定義する。)(以下「特別事由」と総称する。)が発生し、かつ当該特別事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する本社債の全部(一部は不可)を、期限前償還期日までの経過利息を付して、各社債の金額100円につき金100円の割合で、期限前償還することができる。 「税務事由」とは、日本の税制又はその解釈の変更等により、本社債の利息の全部又は一部の損金算入が認められないこととなり、当行が合理的な措置を講じてもかかる損金不算入を回避することができない旨の意見書を、当行が、日本において全国的に認知されており、かつ当該事由に関して経験を有する法律事務所又は税務の専門家から受領した場合をいう。この場合、当行は、当該意見書を別記「(注)4. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人」に定める財務代理人に交付する。 「資本事由」とは、当行が、金融庁その他の監督当局と協議の結果、日本の銀行監督規則に定める自己資本比率規制上の自己資本算入基準又はその解釈の変更等により、本社債の金額の全部又は一部が、当該自己資本算入基準に基づき当行のTier 2 資本にかかる基礎項目として扱われないおそれがあると判断した場合をいう。この場合、当行は、資本事由に該当する旨及びその旨を示す具体的事実(金融庁その他の監督当局との協議の結果を含む。)を記載した当行の取締役により署名又は記名押印された証明書を財務代理人に交付する。</p> <p>(5) 当行は、本項第(4)号に基づき本社債を期限前償還しようとする場合、その旨及び期限前償還期日その他必要事項を、当該期限前償還期日に先立つ45日以上60日以下の期間内に同号に基づく証明書及び意見書(必要な場合に限る。)を添えて別記「(注)4. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人」に定める財務代理人に通知し、また、当該期限前償還期日に先立つ30日以上45日以下の期間内に別記「(注)8. 公告の方法」に定める公告又はその他の方法により本社債権者に通知する。かかる財務代理人に対する通知及び本社債権者に対する公告又はその他の方法による通知は取り消すことができない。また、本項第(4)号に定める意見書は、当行の本店に備えられ、その営業時間中に本社債権者の閲覧に供され、本社債権者はこれを謄写することができる。かかる謄写に要する一切の費用はその申込人の負担とする。</p>
-------	---

	<p>(6) 本項第(5)号に別段の定めがある場合を除き、同号の手續に要する一切の費用はこれを当行の負担とする。</p> <p>(7) 償還期日が東京における銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。ただし、2026年(未定)月(未定)日に期限前償還される場合において、当該日が東京における銀行休業日にあたる時は、償還期日は繰り上げず、その支払いを前銀行営業日に繰り上げる。(注)13。</p> <p>(8) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、法令又は別記「振替機関」欄に定める振替機関が業務規程その他の規則に別途定める場合を除き、これを行うことができる。</p> <p>(9) 本社債の償還については、本項のほか、別記「(注)6.実質破綻時免除特約」に定める実質破綻時免除特約及び別記「(注)7.劣後特約」に定める劣後特約に従う。</p> <p>3. 償還元金の支払場所 別記「(注)12.元利金の支払」記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2021年(未定)月(未定)日(注)13。
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2021年(未定)月(未定)日(注)13。
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また特に留保されている資産はない。
財務上の特約	本社債には、財務上の特約は付されていない。

- (注)1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付  
 本社債について、当行は株式会社格付投資情報センター(以下、「R&I」という。)からA(シングルA)の信用格付を2021年(未定)月(未定)日付で取得する予定である。(注)13。  
 R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性(信用力)に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。  
 R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。  
 利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。  
 本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ(<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>)の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載される予定である。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。  
 R&I: 電話番号 03-6273-7471
2. 社債等振替法の適用  
 本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)第66条第2号の規定に基づき社債等振替法の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、本社債の社債券を発行することができない。
3. 社債管理者の不設置  
 本社債は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、本社債の管理を行う社債管理者は設置されていない。
4. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほ銀行

5. 期限の利益喪失に関する特約

本社債には期限の利益喪失に関する特約は付されていない。また本社債権者は、会社法第739条に基づく決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはない。

6. 実質破綻時免除特約

(1) 当行について実質破綻事由（下記に定義する。以下同じ。）が生じた場合、別記「償還の方法」欄第2項及び別記「利息支払の方法」欄第1項の規定にかかわらず実質破綻事由が生じた時点から債務免除日（下記に定義する。以下同じ。）までの期間中、本社債に基づく元利金（ただし、実質破綻事由が生じた日までに弁済期限が到来したものを除く。以下本（注）6.において同じ。）の支払請求権の効力は停止し、本社債に基づく元利金の弁済期限は到来しないものとし、債務免除日において、当行は本社債に基づく元利金の支払義務を免除されるものとする。

「債務免除日」とは、実質破綻事由が生じた日後10銀行営業日を超えない範囲で当行が金融庁その他の監督当局と協議の上決定する日をいう。

「実質破綻事由」とは、内閣総理大臣が、当行について、第二号措置（預金保険法第102条第1項第2号において定義される意味を有するものとする。）若しくは第三号措置（同法第102条第1項第3号において定義される意味を有するものとする。）を講ずる必要がある旨の認定（同法第102条第1項において定義される意味を有するものとする。）を行った場合、又は特定第二号措置（同法第126条の2第1項第2号において定義される意味を有するものとする。）を講ずる必要がある旨の特定認定（同法第126条の2第1項において定義される意味を有するものとする。）を行った場合をいう。

(2) 実質破綻事由が生じた場合、当行はその旨、債務免除日及び当行が本（注）6.の規定に従い本社債に基づく元利金の支払義務を免除されることを、当該債務免除日の8銀行営業日前までに財務代理人に通知し、また、当該債務免除日の前日までに本（注）8.に定める公告又はその他の方法により本社債権者に通知する。ただし、本社債権者に債務免除日の前日までに当該通知を行うことができないときは、債務免除日以降速やかにこれを行う。

(3) 実質破綻時免除特約に反する支払の禁止

実質破綻事由が生じた後、本社債に基づく元利金の全部又は一部が本社債権者に対して支払われた場合には、その支払は無効とし、本社債権者はその受領した元利金をただちに当行に返還する。

(4) 相殺禁止

実質破綻事由が生じた場合、本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

7. 劣後特約

(1) 本社債の償還及び利息の支払は、当行に関し、破産手続開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の決定があり、又は日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続若しくはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合に、以下の規定に従って行われる。

破産の場合

本社債の社債要項に定められた元利金の弁済期限以前において、当行について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

（停止条件）

その破産手続の最後配当のための配当表（更正された場合は、更正後のもの。）に記載された配当に加えるべき債権のうち、本社債に基づく債権及び本号 乃至 と実質的に同じ又はこれに劣後する条件を付された債権（ただし、本号 を除き本号と実質的に同じ条件を付された債権は、本号 乃至 と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。）を除くすべての債権が、各中間配当、最後配当、追加配当、その他法令によって認められるすべての配当によって、その債権額につき全額の満足（配当、供託を含む。）を受けたこと。

会社更生の場合

本社債の社債要項に定められた元利金の弁済期限以前において、当行について更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

（停止条件）

当行について、更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された債権のうち、本社債に基づく債権及び本号 乃至 と実質的に同じ又はこれに劣後する条件を付された債権（ただし、本号 を除き本号と実質的に同じ条件を付された債権は、本号 乃至 と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。）を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

#### 民事再生の場合

本社債の社債要項に定められた元利金の弁済期限以前において、当行について再生手続開始の決定がなされた場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。ただし、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定したとき、再生計画不認可の決定の確定、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了したとき、又は再生計画取消の決定が確定したときは、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、再生手続開始決定時に遡って従前の効力に復する。

(停止条件)

当行について再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された債権のうち、本社債に基づく債権及び本号 乃至 と実質的に同じ又はこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本号 を除き本号と実質的に同じ条件を付された債権は、本号 乃至 と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

#### 日本法以外による倒産手続の場合

当行について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続又はこれらに準ずる手続が外国において本号 乃至 に準じて行われる場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、その手続において本号 乃至 に記載の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上かかる条件を付すことが認められない場合には、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は当該条件に係ることなく発生する。

#### (2) 上位債権者に対する不利益変更の禁止

本社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。この場合に、上位債権者とは、当行に対し、本社債に基づく債権及び本(注)7.第(1)号 乃至 と実質的に同じ又はこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本(注)7.第(1)号 を除き前号と実質的に同じ条件を付された債権は、本(注)7.第(1)号 乃至 と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)を除く債権を有するすべての者をいう。

#### (3) 劣後特約に反する支払の禁止

本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が、本(注)7.第(1)号 乃至 に従って発生していないにもかかわらず、その元利金の全部又は一部が本社債権者に対して支払われた場合には、その支払は無効とし、本社債権者はその受領した元利金をただちに当行に返還する。

#### (4) 相殺禁止

当行について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、会社更生手続の開始の決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、若しくは民事再生手続開始の決定がなされた場合(ただし、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定したとき、再生計画不認可の決定の確定、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了したとき、又は再生計画取消の決定が確定したときを除く。)、又は日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続若しくはこれらに準ずる手続が外国において行われている場合には、本(注)7.第(1)号 乃至 にそれぞれ規定されている条件が成就しない限りは、本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

(5) 本(注)7.第(1)号の規定により、当行について破産手続が開始された場合、当該破産手続における本社債に基づく元利金の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする。

#### 8. 公告の方法

本社債に関し本社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがあるものを除き、当行の定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当行の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行される各1種以上の新聞紙(ただし、重複するものがあるときはこれを省略することができる。)にこれを行う。

#### 9. 社債要項の変更

(1) 本社債の社債要項に定められた事項(ただし、本(注)4.を除く。)の変更は、本(注)7.第(2)号の規定に反しない範囲でのみなしうるものとし、法令に別段の定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要する。ただし、社債権者集会の決議は裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(2) 本(注)9.第(1)号の社債権者集会の決議は、本社債の種類(会社法第681条第1号に規定する「種類」をいう。以下同じ。)の社債(以下「本種類の社債」と総称する。)を有するすべての社債権者に対しその効力を有する。

10. 社債権者集会

- (1) 本社債の社債権者集会は、本種類の社債の社債権者により組織され、当行がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を本（注）8.に定める方法により公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当行が有する本種類の社債の金額の合計額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる本種類の社債を有する社債権者は、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面を当行に提示したうえで、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当行に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

11. 社債要項の公示

当行は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

12. 元利金の支払

本社債に係る元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則等に従って支払われる。

13. 未定事項については、需要状況を勘案したうえで、利率等決定日に決定する予定である。

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

(訂正前)

未定

(訂正後)

<株式会社北國銀行第2回期限前償還条項付無担保社債（実質破綻時免除特約及び劣後特約付）に関する情報>

(1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号

(注)上記のとおり、元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち、主たるものは大和証券株式会社、野村証券株式会社及びみずほ証券株式会社を予定しておりますが、その他の引受人の氏名又は名称及びその住所並びに各引受人の引受金額、引受けの条件については、利率等決定日に決定する予定であります。

(2)【社債管理の委託】

該当事項はありません。

「第一部 証券情報」「第2 売出要項」の次に以下の内容を追加します。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

<株式会社北國銀行第2回期限前償還条項付無担保社債（実質破綻時免除特約及び劣後特約付）に関する情報>

本社債への投資にあたり留意すべき事項

本社債に対する投資の判断にあたっては、発行登録書、訂正発行登録書及び発行登録追補書類その他の内容の他に、以下に示すような様々なリスク及び留意事項を特に考慮する必要があります。ただし、本社債の取得時、保有時及び処分時における個別的な課税関係を含め、本社債に対する投資にかかるすべてのリスク及び留意事項を網羅したものではありません。

なお、本「本社債への投資にあたり留意すべき事項」中で使用される用語は、以下で別途定義される用語を除き、それぞれ「第一部 証券情報 第1 募集要項」中で定義された意味を有します。

(1) 本社債に付与された信用格付に関するリスク

本社債に付与される信用格付は、債務履行の確実性（信用リスク）についての現時点における信用格付業者の意見であり事実の表明ではありません。また、信用格付は、投資助言、販売推奨、又は情報若しくは債務に対する保証ではありません。信用格付の評価の対象は信用リスクに限定されており、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて言及するものではありません。信用格付業者の信用格付は信用リスクの評価において信用格付業者が必要と判断した場合に変更され、又は情報の不足等により取り下げられることがあります。信用格付業者は評価にあたり信頼性が高いと判断した情報（発行体から提供された情報を含みます。）を利用していますが、入手した情報を独自に監査・検証しているわけではありません。本社債に付与される信用格付について、当行の経営状況又は財務状況の悪化、当行に適用される規制の変更や信用格付業者による将来の格付基準の見直し等により格下げがなされた場合、償還前の本社債の価格及び市場での流動性に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 価格変動リスク

償還前の本社債の価格は、市場金利の変動、当行の経営状況又は財務状況及び本社債に付与された格付の状況等により変動する可能性があります。

(3) 本社債の流動性に関するリスク

本社債の発行時において流通市場は存在せず、またかかる市場が形成される保証はありません。従って、本社債の社債権者は、本社債を売却できないか、又は希望する条件では本社債を売却できず、金利水準や当行の経営状況又は財務状況及び本社債に付与される格付の状況等により、投資元本を割り込む可能性があります。

(4) 元利金免除に関するリスク

当行について実質破綻事由が生じた場合、当行は、本社債に基づく元利金（ただし、実質破綻事由が生じた日までに弁済期限が到来したものを除きます。以下本(4)において同じです。）の全部の支払義務を免除されます。この場合、支払義務を免除された元利金とその後に回復することはありません。

実質破綻事由の発生の有無は内閣総理大臣の判断に委ねられており、当行の意図にかかわらず発生する可能性があります。現行法制の下では、当行について、預金保険法第126条の2第1項第2号に定める特定第二号措置の適用要件を満たす場合には、当行に対して特定第二号措置にかかる特定認定及び特定管理を命ずる処分が行われる可能性があります。この場合には、特定第二号措置にかかる特定認定により、本社債のその時点における残額の全額について、債務免除が行われることとなり、また、当行のその他Tier 1資本調達手段及び本社債以外のTier 2資本調達手段の全額についても、債務免除又は普通株式への転換等が行われることとなります。

(5) 本社債の劣後性に関するリスク

本社債には劣後特約が付されており、当行につき当該劣後特約に定める一定の法的倒産手続にかかる事由（劣後事由）が発生し、かつ当該劣後事由が継続している場合には、当行の一般債務が全額弁済されるまで、本社債に基づく元利金の支払は行われません。従って、当行につき当該劣後事由が発生し、かつ当該劣後事由が継続している場合、本社債の社債権者は、その投資元本の全部又は一部の支払を受けられない可能性があります。

本社債には期限の利益喪失に関する特約は付されていません。また、本社債の社債権者は、会社法第739条に定める決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはありません。

(6) 償還に関するリスク

当行は、払込期日以降、税務事由又は資本事由が発生し、かつこれらの事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する本社債の全部（一部は不可）を、期限前償還期日までの経過利息を付して、各社債の金額100円につき金100円の割合で期限前償還することができます。また、その他に、本社債には当行の任意による期限前償還条項が付されており、当行は、当該条項に基づき本社債を期限前償還することができます。

これらの期限前償還がなされた場合、本社債の社債権者は予定した金利収入を得られなくなり、また、その時点で再投資したときに、予定した金利回りを達成できない可能性があります。

(7) ライボアの信頼性向上のための改革及び恒久的な公表停止に備えた対応に係るリスク

本社債の2026年（未定）月（未定）日（注）の翌日（当日を含みます。）以降の適用利率の算出には、別記「利息支払の方法」欄第2項の規定に基づき6ヶ月ユーロ円ライボアが用いられます。しかしながら、一連のライボア不正操作問題などを踏まえ、国際機関や各国当局等によりライボアを含む金利指標の信頼性向上のための改革が行われており、さらに2021年末以降、ライボアの公表が恒久的に停止する蓋然性が高まっています。ライボアの改革が実施された場合、ライボアを参照する金利指標のパフォーマンスはそれまでのものとは異なるものとなる可能性があり、かかるライボアの恒久的な公表停止に備え、日本を含む各国において代替金利指標の構築や利用等について検討及び準備が進められており、日本における検討・準備としては、例えば、日本銀行を事務局とする「日本円金利指標に関する検討委員会」による「日本円金利指標の適切な選択と利用等に関する市中協議」の公表、同年11月におけるその取りまとめ報告書の公表、2020年8月における「日本円金利指標の適切な選択と利用等に関する市中協議（第2回）」の公表及び同年11月におけるその取りまとめ報告書の公表等が含まれます。

本社債については、ライボア運営機関が6ヶ月ユーロ円ライボアの提供を恒久的に中止した旨を公表した等の参照レート移行事由が発生したと当行が決定した場合等で、当行が参照レート移行決定日の直後に到来する利率基準日の直後の支払期日（2026年（未定）月（未定）日（注）以降に到来するものに限り。）に期限前償還を行わないときは、当行は、原則として代替参照レート決定期間内に、当該支払期日の翌日以降の適用利率の決定において用いられる参照レートとして、6ヶ月ユーロ円ライボアの代替となる代替参照レートを決定します。ただし、代替参照レート決定期間内に代替参照レートを決定することができないと当行が判断した場合、当行は、代替参照レート決定期間経過後、代替参照レートを決定できると当行が判断した日の直後の利率基準日より前までの期間内に代替参照レートを決定します。なお、代替参照レートを決定した場合であっても、その後の市場慣行の変更等を考慮のうえ、当該時点において適用される代替参照レートを使用することが当該時点における市場慣行に反すると判断した場合は、新たな代替参照レートを決定することができます。

当行が代替参照レートを決定した場合、当行が必要と判断したときには、6ヶ月ユーロ円ライボアと代替参照レートとの間のスプレッド調整を行います。当行が決定したスプレッド調整後の代替参照レートは6ヶ月ユーロ円ライボアと経済的に同等のものではない可能性があり、6ヶ月ユーロ円ライボアを参照していたときと同等の経済効果を本社債の社債権者が得ることができなくなる可能性があります。代替参照レート及びスプレッド調整については、候

補となる複数の指標又は計算方法等が優先順位を付して規定されていますが、その中には現時点で存在しない、又はその算出方法について確立された市場慣行が存在しないものがあり、代替参照レート及びスプレッド調整として将来かかる指標等が選択された場合に、当該指標又は計算方法等がいかなる内容となるかは予測が困難です。

当行は、代替参照レートを反映するために合理的に必要かつ適切と判断する本社債の社債要項に定める規定の変更を行うことができ、本社債の社債権者はこれにあらかじめ同意するものとされています。本社債の社債要項の規定に基づく当行による代替参照レートの決定又はその他の当行が行う決定若しくは判断が、本社債の社債権者に不利な結果を生じさせる可能性があり、また、かかる当行の決定又は判断の結果、本社債の利息の額、価格、市場での流動性に悪影響を及ぼす可能性があります。

その他、ライターの改革や代替参照レートの利用等により本社債について予測できない結果が生じる可能性があり、それらの結果として、本社債の利息の額、価格、市場での流動性に悪影響を及ぼす可能性があります。

(注) 未定事項については、需要状況を勘案したうえで、利率等決定日に決定する予定であります。